### 1. 審査の対象者

本プロポーザル方式の審査対象となる事業者は、参加申込書及び所定の提出書類を提出した参加者に限る。

### 2. 審査の方法

- (1) 志摩市が設置する「志摩市公共施設等総合管理計画(仮称)策定業務委託プロポーザル方式選定委員会」(以下「委員会」という。)は、志摩市公共施設等総合管理計画(仮称)策定業務(以下「業務」という。)の受託候補者を選定するため以下の第1次審査及び第2次審査を実施する。
- (2) 参加者が1者のみの場合は、次のすべてを満たすときに、受託候補者として選定し、 ヒアリング審査を実施する。①総得点が60点以上であること。②評価項目ごとの平均点 のうち「業務実施体制」及び「履行実績」のいずれもが10点以上であること。

### 3. 第1次審査

- (1) 委員会は第2次審査参加資格者を選定するため、第1次審査提案書について第1次審査評価基準に基づき、第1次審査を実施する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
  - ①見積額合計額が見積限度額を超えている場合
  - ②第1次審査提案書について、定められた提出方法、提出先、提出期間に適合しない場合
  - ③第1次審査提案書の提案内容に疑義がある場合
  - ④参加者及び協力事業者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
- (3) 第1次審査の評価項目、評価基準、配点は、別表1のとおりとする。
- (4) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。
- (5) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し(少数点第一位以下切捨)、 各評価項目の平均値を合算した総得点の上位5者以内を第2次審査参加資格者として選定 する。

なお、総得点が同点の場合は、見積額の安価な参加者を上位として選定する。見積額 も同じ場合は、委員長の決するところとする。

- (6) 第1次審査による審査結果は、第1次審査を受けたすべての者に対して、志摩市公共施設等総合管理計画(仮称)策定業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領(以下「実施要領」という。)に規定する「第1次審査による選定通知書(様式第3号)(実施要領)」もしくは「第1次審査による非選定通知書(様式第4号)(実施要領)」により通知する。
- (7) 前項により第2次審査参加資格者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- (8) 市長は第2次審査参加資格者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答しなければならない。

### 4. 第2次審査

- (1) 委員会は、本業務に対する参加者の意欲、理解力、類似業務の実績等をより理解し、本業務の受託候補者を選定するため、ヒアリング審査を実施する。
- (2) 第2次審査の概要は以下のとおりとする。
  - ①参加者からの提案書に関する概要説明 30分以内(準備を含む)
  - ②委員会から参加者へのヒアリング 15分以内
  - ③片付け 5分以内
  - ④参加者の人数は3人以内とする。また、説明についても配置予定の担当技術者が行う こと。
  - ⑤第2次審査提案書の差し替え又は追加資料の提示及び配布は認めない。ただし、第2次 審査提案書に記載された内容を補足説明するための投影装置を使用したデモンストレーションは認める。この場合、スクリーン及び電源は市が用意し、それ以外の必要機器(パソコン、プロジェクター、ケーブル類等)は参加者が持参すること。
  - ⑥企業名、個人名等の判別又は推察ができるものを会場へ持ち込まないこと。また、企業名、個人名等の判別又は推察ができる言動をしないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は審査対象から除外する。
  - ①第2次審査提案書について、定められた提出方法、提出先、提出期間に適合しない場合
  - ②第2次審査提案書の提案内容に疑義がある場合
  - ③参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合
  - ④委員長の指示に従わない場合、もしくは(2)⑤、⑥に違反した場合及び第2次審査を欠 席した場合は審査対象から除外する。
- (4) 第2次審査の評価項目、評価基準、配点は、別表2のとおりとする。
- (5) 審査は、委員会の各委員が、参加者ごとに、評価項目に対して評価点を付与する。
- (6) 各委員の評価点について、評価項目ごとに平均値を算出し(少数点第一位以下切捨)、 各評価項目の平均値を合算した総得点の最も高い参加者であって、以下のすべてを満た す者を受託候補者として決定する。
  - ①総得点が60点以上であること。
  - ②評価項目のうち「企画力」の項目における各委員の評価点の平均点が30点以上であること。

なお、総得点が同点の場合は、見積額の安価な参加者を受託候補者として決定する。 見積額も同じ場合は、委員長の決するところとする。

- (7) 第2次審査の詳細(会場、時刻など)は、後日、該当者へ通知する。なお、第2次審査の ヒアリングの順番については、志摩市で決定することとする。
- (8) 第2次審査による審査結果は、第2次審査を受けたすべての者に対して、実施要領に規定する「第2次審査結果通知書(様式第7号)(実施要領)により通知する。
- (9) 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
- (10) 市長は受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答しなければならない。

# 第1次審查評価基準

評価項目		評価基準	配点
1	課題整理	<ul><li>○現状の的確な把握、分析能力</li><li>○課題整理能力</li></ul>	20点
2	業務実施体制	○担当技術者の実務経験年数 ○担当技術者の同種業務の履行実績 (総合管理計画など) ○技術士(総合管理部門・建設部門、情報 工学部門、都市及び地方計画)、認定ファシ リティーマネージャー等の有資格者であり 同種の実務経験を有したものであるか。	20点
3	履行実績	○会社における同種業務の履行実績 (公共施設等総合管理計画、公共施設マネジメント、公共施設白書、施設長寿命 化計画(平成22年度以降)) ○志摩市との履行実績	20点
4	スケジュール	<ul><li>○スケジュールの現実性、効率性等</li><li>(議会への中間報告、パブリックコメント、完成までのスケジュール)</li></ul>	20点
合計			80点

# 別表 2 第 2 次審査評価基準

評価項目		評価基準	配点
1	企画力	○志摩市の施策、各種計画との整合性 ○提案内容の具体性、実現性 ○提案内容の独自性 ○「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針について」を踏まえた提案であり業務目的との整合性がとれているか。	50点
2	説明能力	<ul><li>○提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを通じてコミュニケーション能力やコンサルティング能力</li><li>○説明者の意欲、姿勢</li><li>○提案内容の説明能力</li><li>○質問に対する応対</li></ul>	30点
	80点		